

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程第4条の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年長崎県条例第24号）第4条第2項の規定による報告及び訂正（以下「報告等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（令和5年長崎県議会告示第3号。以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づく議長が指定する場所は、議会事務局とする。

(閲覧時間)

第3条 規程第4条第1項の規定に基づく議長が指定する時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第4条 閲覧業務は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日には行わないものとする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧方法)

第5条 閲覧者は、係員の指示に従い、請負状況等報告書等を係員から受け取り、閲覧することができる。

2 閲覧者は、報告等の閲覧を終了したときは、当該報告等を係員に返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。